

黒潮町中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱

平成25年3月29日告示第22号

改正 平成26年3月24日告示第25号

平成27年3月31日告示第9号3

平成28年4月1日告示第33号

平成28年12月8日告示第108号

平成29年5月15日告示第61号

平成30年3月28日告示第39号

平成31年3月19日告示第16号

令和2年3月16日告示第9号

(趣旨)

第1条 この告示は、黒潮町補助金等交付規則（平成18年黒潮町規則第46号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、黒潮町中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 町は、高齢者の方々が、たとえ介護が必要な状態となっても、必要な介護サービスが十分受けられ安心して暮らし続けることができるよう、町の中山間地域の高齢者に対し、第3条に規定する介護サービスを提供する介護サービス事業者（以下「補助事業者」という。）に予算の範囲で補助金を交付する。

(補助金の交付を受ける者)

第2条の2 補助金の交付を受けることができる者は、補助事業を行うものであって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 黒潮町税条例（平成18年黒潮町条例第58号）に規定する町税及び当該町税に附帯する延滞金及び督促手数料
- (2) 高知県税の滞納がないこと。
- (3) 別表第2に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

(補助対象、基準額、補助率等)

第3条 補助対象となる介護サービスは、次に掲げるサービス（以下「補助対象サービス」という。）とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護及び法第115条の45第1項第1号のイに規定する第1号訪問事業のうち地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法（以下「平成26年改正前法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するもの（以下「訪問介護」という。）
- (2) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護及び法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護（以下「訪問入浴」という。）

- (3) 法第8条第4項に規定する訪問看護及び法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）
- (4) 法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション及び法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション」という。）
- (5) 法第8条第7項に規定する通所介護及び法第115条の45第1項第1号のロに規定する第1号通所事業のうち平成26年改正前法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するもの（以下「通所介護」という。）
- (6) 法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション及び法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション」という。）
- (7) 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護
- (8) 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護及び法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護（以下「認知症対応型通所介護」という。）
- (9) 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護及び法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「小規模多機能型居宅介護」という。）

2 補助対象の区分、補助対象サービスの種類、補助の要件、基準額、補助率及び交付額は、別表第1及び別表第1の2に定めるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添え、町長に提出しなければならない。

（補助の条件）

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助の内容等を変更する場合は、事前に補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を町長に提出し、その承認を受けなければならないこと。ただし、補助金額の20パーセント以内の減額及び軽微な変更（補助対象事業相互間で20パーセントを超えない変更をいう。）は、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に補助事業変更（中止・廃止）承認申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助金及び補助事業に係る証拠書類の管理については、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない

いこと。

(5) 通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護及び小規模多機能型居宅介護の事業者については、送迎の実施の有無についての記録を作成しなければならないこと。

(6) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるものを契約の相手方としな
いこと等の暴力団等の排除に係る黒潮町の取扱いに準じて行わなければならない
こと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めて指示した事項
(補助金の交付の決定の通知)

第6条 町長は、第4条の規定による補助金の交付申請が適当であると認めたときは、
補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第3号)の補助金交付決定通知
書により当該補助事業者へ通知するものとする。この場合において、適正な補助金の
交付を行うために必要があると町長が認めるときは、補助金の申請に係る事項に修正
を加えて補助金の交付を決定することができる。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、実績報告書(様式第4号)を補助
事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経
過した日又は翌年度の4月15日までのいずれか早い日までに町長に提出しなければ
ならない。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、規則第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交
付するものとする。ただし、町長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると
認めるときは、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、概算払を請求しようとするときは、概算払請求書(様式第5号)を
町長に提出しなければならない。

(遂行状況の報告)

第9条 補助事業者は、事業実施状況報告書(様式第6号)により、毎月10日までに
前月のサービスに係る事業の実績を報告しなければならない。この場合において、町
長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を
求め、又は必要な調査を行うことができる。

(補助金の返還等)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決
定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができ
る。

(1) 補助事業が完成しないとき又は補助事業の実施が不相当と認められるとき。

(2) 補助事業者がこの告示の規定に違反したとき。

(情報の開示)

第11条 補助事業又は補助事業者に関して、黒潮町情報公開条例（平成18年黒潮町条例第12号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第9条の規定による非公開情報以外の情報は、原則として開示するものとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定による申請は、この告示の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この告示は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付された補助金については、第5条第4号及び第9条から第11条までの規定は同日以降もなおその効力を有する。

附 則（平成26年3月24日告示第25号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の黒潮町中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱の規定は、平成26年3月20日から適用する。

附 則（平成27年3月31日告示第9号3）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の黒潮町中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱の規定は、平成27年3月20日から適用する。

附 則（平成28年4月1日告示第33号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の黒潮町中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱の規定は、平成28年3月16日から適用する。

附 則（平成28年12月8日告示第108号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成29年5月15日告示第61号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

| 区分 | 補助対象サービスの種類 | 補助の要件 | 基準額 | 補助率 | 交付額 |
|----|-------------|-----------------|-----------|-----|------|
| 1 | 訪問介護、 | 事業所の所在地から利用者宅まで | 補助の要件に該当す | 1 | 区分1及 |

| | | | | | |
|---|--|--|--|-------|--|
| | 訪問入浴介護、訪問看護及び訪問リハビリテーション | 訪問に20分以上1時間未満の時間を要する利用者に対して補助対象サービスを提供した場合 | るサービス提供に係る所定単位数の15パーセントに相当する単位数に10円を乗じて得た額 | 0分の10 | び2の基準額の合計額に補助率を乗じた額とする。ただし、事業所ごとの当該交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 |
| | | 事業所の所在地から利用者宅まで訪問に1時間以上の時間を要する利用者に対して、補助対象サービスを提供した場合 | 補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の35パーセントに相当する単位数に10円を乗じて得た額 | | |
| | 通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護 | 事業所の所在地から利用者宅まで送迎に20分以上1時間未満の時間を要する利用者に対して補助対象サービスを提供した場合。ただし、往復とも送迎を行った場合に限る。 | 補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の15パーセントに相当する単位数に10円を乗じて得た額 | | |
| | | 事業所の所在地から利用者宅まで送迎に1時間以上の時間を要する利用者に対して補助対象サービスを提供した場合。ただし、往復とも送迎を行った場合に限る。 | 補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の35パーセントに相当する単位数に10円を乗じて得た額 | | |
| 2 | 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護及び認知症対応型通 | 区分1に該当する事業者が、補助対象となる介護又は看護等の介護サービスに専ら従事させるため（当該事業所が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく指定を併せて受けている場合にあつては、指定を受けている事業に従事する場合を含む。）常勤の職員を雇用した場合で、当該雇用の開始の日から1年以内の場合。ただし、補助金の交付決定以降に雇用した場合で、 | 新たに雇用した職員1人につき、区分1の補助要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の5パーセントに相当する単位数に10円を乗じて得た額 | | |

| | | | | |
|-----|--------------------------|--|--|--|
| 所介護 | 雇用することにより職員が増員となった場合に限る。 | | | |
|-----|--------------------------|--|--|--|

(注1) 事業所には、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号）に定める本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等及び指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）に定める「例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等」を含むものとする。

(注2) 「利用者」とは、法において要介護又は要支援と認定された者並びに法第115条の45第1項第1号のイに規定する第1号訪問事業のうち平成26年改正前法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護及び法第115条の45第1項第1号のロに規定する第1号通所事業のうち平成26年改正前法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するサービスが必要と市町村が認めた者のうち、特別地域加算対象地域（平成24年厚生労働省告示第120号により定められた厚生労働大臣が定める地域のうち、町内にある地域をいう。）に居住する者とする。

(注3) 「訪問又は送迎に要する時間」とは、通常の経路及び交通手段により片道で当該時間を要すると町長が認めた時間とする。

(注4) 「所定単位数」とは、法に基づく介護給付費単位数サービスコード表の合成単位数とする。ただし、第1号訪問事業及び第1号通所事業のうち平成26年改正前法に規定する介護予防訪問介護に相当するサービス及び介護予防通所介護に相当するサービスは、町の定める単位数とする。

(注5) 基準額の計算は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）に定められた方法に準じ行うものとする。

(注6) 区分1において、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護については、往復とも送迎を行った場合に限り対象とする。

(注7) 補助対象となるサービス提供は、当年度4月から翌年3月分までのサービス提供分とする。

(注8) 区分2において、月途中から雇用した場合は、雇用した日から対象とする。また、月途中まで雇用した場合は、雇用した日までを対象とする。

(注9) 「専ら従事」及び「常勤」とは、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企発第25号）の規定による。

(注10) 補助対象となるサービス提供は、当年度4月から3月分までのサービス提供分とする。

別表第1の2（第3条関係）

| 区分 | 補助対象サービスの種類 | 補助の要件 | 基準額 | 補助率 | 交付額 |
|----|-------------|-------|-----|-----|-----|
|----|-------------|-------|-----|-----|-----|

| | | | | | |
|---|-------------|---|-------------------------------------|------|---|
| 1 | 小規模多機能型居宅介護 | 事業所の所在地から利用者宅まで訪問、送迎に20分以上1時間未満の時間を要する利用者に対して補助対象サービスを提供した場合 | 補助の要件に該当する訪問、送迎回数に400円を乗じて得た額 | 10分の | 区分1及び2の基準額の合計額にそれぞれの区分に応じた補助率を乗じて得た額とする。ただし、事業所ごとの当該交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 |
| | | 事業所の所在地から利用者宅まで訪問、送迎に1時間以上の時間を要する利用者に対して、補助対象サービスを提供した場合 | 補助の要件に該当する訪問、送迎回数に900円を乗じて得た額 | 10分の | |
| 2 | 小規模多機能型居宅介護 | 区分1に該当する事業者が、補助対象サービスに専ら従事させるため介護又は看護等の介護サービスに直接当たる常勤の職員を雇用した場合で、当該雇用の開始の日から1年以内の場合。ただし、補助金の交付決定以降に雇用した場合で、雇用することにより職員が増員となった場合に限る。 | 新たに雇用した職員1人につき、区分1の基準額の5パーセントに相当する額 | | |

(注1) 事業所には、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について定める「例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等」を含むものとする。

(注2) 「利用者」とは、法において要介護1、要介護2、要支援1又は要支援2と認定された者のうち特別地域加算対象地域（平成24年厚生労働省告示第120号により定められた厚生労働大臣が定める地域のうち、町内にある地域をいう。）に居住する者とする。

(注3) 「訪問又は送迎に要する時間」とは、通常の経路及び交通手段により片道で当該時間を要すると町長が認めた時間とする。

(注4) 補助対象となるサービス提供は、当年度4月から翌年3月分までのサービス提供分とする。

(注5) 区分2において、月途中から雇用した場合は、雇用した日から対象とする。また、月途中まで雇用した場合は、雇用した日までを対象とする。

(注6) 「専ら従事」及び「常勤」とは、指定居宅サービス等及び指定介護予防サー

ビス等に関する基準についての規定による。

別表第2（第5条関係）

- 1 暴力団（黒潮町暴力団排除条例（平成22年黒潮町条例第23号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。